

Title	観音利益集小考 : 本朝法華験記との関係について
Author(s)	山根, 賢吉
Citation	語文. 1965, 25, p. 46-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68561
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

観音利益集小考

——本朝法華驗記との関係につきて——

山根賢吉

金沢文庫蔵本「観音利益集」(古典文庫「中世神仏説話」所収)の一出典が「日本靈異記」ではないかということについて考証した際、簡単ながら「本朝法華驗記」との関係についても一往の想定を加えておいたが、⁽¹⁾ここではより詳しく両者の関係について考えてみたいと思う。

先ず「観音利益集」所収説話のうち「本朝法華驗記」所収の説話と類似のものを表示すると次のようになる(アラビア数字は説明の便宜上付したものである)。

- | | | | |
|-----|---------------------------|----------|-------------|
| (1) | (一) 丹波国穴生観音 | (本朝法華驗記) | 第八十五仏師感世法師 |
| (2) | (二) 醍醐運秀 頂法花
観音之益事 | | 第七十蓮秀法師 |
| (3) | (三) 源尊 依法花説誦
之功預観音之利益事 | | 第廿八源尊法師 |
| (4) | (四) 新寺観音事
周防国判官代事 | | 第百十五周防国判官代某 |
| (5) | (五) 陸国鷹取 依観音
経之力通難所事 | | 第百十三奥州鷹取男 |
| (6) | (六) 筑前男 依観音品
功能生浄事 | | 第百十六筑前国優婆塞 |

- (7) (六) 幡磨国盗人
依観音経之力通死事
第百十四赤穂郡盗人多々寸丸
- (8) (元) (欠題)
第百廿三山城国久世郡女人
- 以上八説話である。以下それぞれについて検討してみよう。

(1) 丹波国穴生観音

本説話は本朝法華驗記のほか扶桑略記(第廿六応和二年の条)・今昔物語集(卷十六第五話)などにも存し、降っては宝物集(七卷本卷三)・元亨釈書(卷十七願雜二)にも類似の説話が収められている。いずれも観音身代り譚であり、説話の構成はほぼ同一と見做してよい。観音利益集の本説話の冒頭には、

丹波国アナウノ観音ハ、応和二年ニ、仏師盛世ト云僧在、人ニヨハレテ丹波国ニ桑田郡ト云所ニ行ヌ、此盛世ハ毎日ニ観音経十三卷、法花経一部読テ、十八日ニハ必ス持齊ヲシケリ、金色正観音ノ三尺立像ヲ奉作^ルケリ、(古典文庫による)

とあって、先ず本説話が「丹波国アナウノ観音」の靈驗譚であることを示している。法華驗記ならびに今昔では、丹波国桑田郡のある観音の話であって、「アナウ」の語は見えない。ところが扶桑略記

には「同郡(桑田郡)筆者」菩提寺号三穴「観音像是也」(国史大系による)とあり、元亨釈書にも「其像今在菩提寺」。俗日「穴穗寺」(国史大系による)との注記がある。「穴穗」が「アナウ」と読まれたことは元亨釈書のふり仮名によっても知られる。この点「寺院名を明記している点」からすれば、観音利益集は法華験記・今昔以外の文献によったのではないかと考えられるのであるが、「十八日ニハ必ス持齋ヲシケリ」に相当する語句が、法華験記・今昔には見えるのに対し他書には見当らない。また「金色正観音ノ三尺立像」に当る語句が、法華験記では「金色観世音菩薩」(統群書類従による)、今昔では「観音ノ像」(国史大系による)、扶桑略記では「金色観音像」であり、元亨釈書は「観自在像」とあって、いずれにも「三尺」なる語はない。以上のように本説話の冒頭部分のみをもつてしても、観音利益集がいずれによつてゐるか判定することは困難である。こうしたことはこれ以下の部分においても言えるのであつて、結局観音利益集の本説話の典故を決定することは現存文献では不可能と言つてよいかと思う。但しここで注意すべきは扶桑略記の説話末に「已上穴穗寺縁起」とある注記であらう。これによつて扶桑略記成立以前すでに穴穗寺縁起なるものが存在していたことがわかるのである。とすれば観音利益集はこの穴穗寺縁起によつてゐるのではないかという疑いもおこつてくる。しかし穴穗寺縁起なるものが発見されない以上これも単なる臆測に過ぎないであらう。

(2) 醍醐運秀 預法花観音之益事

本説話は法華験記のほか今昔(卷十六第三十六話)にもある。観音利益集はこの両者に比して簡略化されている。いずれに拠つたか判別するために、法華験記と今昔との相連する部分で、しかも観音

利益集に関係のあるものをあげると次のようになる。

〔観音利益集〕

(イ)昔醍醐ニ運秀ト云僧

アリケリ、法花経ヲ

タモチテ、観音ヲ念

シケリ、持齋ニテ事

ヲイタシケリ、宿縁

ニ引レテ妻子ヲ具ス

ト云ヘトモ

(ロ)岸ノ上ヲ見レハ魔鬼

一人木ノ本トニ居タ

リ其ノ形チ殊ニ見ニ

ク、ヲソシケナリ

〔法華験記〕

沙門運秀。醍醐寺住

僧矣。頃年持法華。

毎日無懈倦。兼念持

観音。十八日持齋。

牽世路。雖具妻子。

〔今昔物語〕

今昔。醍醐ニ運秀ト

云フ僧有ケリ。妻子

ヲ具セリト云ヘドモ

年来勲ニ観音ニ仕ケ

リ。

其ノ河北岸有一魔鬼。

其形醜陋。住大樹下

一人ノ嫗有リ。其ノ

形鬼ノ如ク也。甚ダ

怖ロシ。

いずれの部分においても観音利益集の表現は今昔よりも法華験記に近似していると言へるのである。(イ)の最初の部分が今昔に近いと言つても、これは書き出しの部分であるから偶然の一致と考えてよく、何よりも今昔にはなくて、観音利益集と法華験記とにのみ見られる語句の存することは両者の直接関係を物語つてゐるように思われるのである。なお観音利益集が(イ)の部分で主人公の名を「運秀」としているのは「運秀」の誤写であらう。

(3) 源尊 依法花説講之功預観音之利益事

本説話も法華験記のほか今昔(卷十三第三十五話)及び元亨釈書(卷十九願雜四)に見える。観音利益集が法華験記・今昔のいずれに拠つたかを判別するのは容易ではないが、(2)の例にならつてあげてみると、

〔観音利益集〕

(イ)源尊一卷ヨリ八巻ニイタルマテ、声ヲ高クシテ読ミ奉ル、

(ロ)病ヤミテホトナク

力ヲ付キテ、其後

御経ヲ読ムニ、タ

シナマサルニ始テ

妙法蓮花経ト云ヨ

リ□サラヒ西去ニ

イタルマテ、自然

ト空ニ覚ケリ、

の如く(イ)(ロ)いずれも観音利益集は法華験記に近く、(ロ)の「妙法蓮花経ト云ヨリ云々」の語句は法華験記の「通利前後」を敷衍したものと考えてよいであろう。従ってこの場合も観音利益集は法華験記に拠っているものと思われる。

(4)新寺観音事 周防国判官代事

本説話もまた法華験記のほか今昔(巻十六第三話)にある。先の例に従ってあげてみると

〔観音利益集〕

(イ)或時カタキヒマヲハカリテ数十人ヲシヨセタリ、

〔法華験記〕

従第一巻至于第八巻高音読誦経。

重病除愈。氣力尋常也。従閻王庁読経已来。通利前後。悉皆憶持

病愈テ一部皆暗ニ思エヌ。

第一巻ヨリ第八巻ニ至ルマデ源尊ニ令レ読ム。

〔今昔物語〕

敵有テ。短ヲ何ヒ障ヲ計テ(中略)判官代国府ニ参テ公事ヲ勤テ家ニ返ル間。彼

〔法華験記〕

有一怨敵。常何求短。(中略)判官代勤仕公事。従府還舎。怨敵率数十兵。待遇險

〔今昔物語〕

敵有テ。短ヲ何ヒ障ヲ計テ(中略)判官代国府ニ参テ公事ヲ勤テ家ニ返ル間。彼

難途

(ロ)男心ノ内ニ一分モイタキ所ナシ

判官代心中無一分苦。身上無塵計疵。

ノ敵数ノ軍ヲ具シテ道ニシテ待ケルニ判官代ハ(中略)更ニ身ニ当ル事先クシテ一分許ノ疵无シ。

の如くなり、観音利益集は法華験記に拠りながら簡略化もしくは改変を加えたものと推測される。但し観音利益集が本説話の観音を「新寺ト云所ノ観音」「新寺ノ観音」としているのは法華験記にも今昔にも一致しない。法華験記には「其郡有山寺。名三井」「三井観音」とし、今昔も同様に記している。「新寺」は改変とすべきか、あるいは誤写とすべきであらうか。

(5)陸国鷹取 依観音経之刀遁難所事

本説話は法華験記のほか今昔(巻十六第六話)・古本説話集(第六十四話)・宇治拾遺物語(巻六第五話)にも取められている。法華験記・今昔と古本説話・宇治拾遺との間にはいくつかの相違点がある。今そのいくつかをあげると

- ①前者には鷹取男が他人に欺かれる条があるが、後者にはない。
- ②前者では鷹取男が鷹の巣に至るのに巖の上から降るのに対し、後者では反対に巖に登って行くことになっている。
- ③前者では男が救出されるまでの日数を七日としているが、後者は二、三日としている。

などである。観音利益集は①では後者に一致し、②③においては前者に一致する。しかし①は簡略化したためにその部分を省略したと考えることが可能であって、これをもって観音利益集が後者の系列に属するという根拠にはなし難い。②③から考えて観音利益集は法

華驗記・今昔の系列に属すること疑いない。この場合もいづれによつたか判別することは極めて困難であるが、観音利益集の説話末にある「是ヲミテ即発心ヲ起コシテ、出家入道シテ長ク悪ヲ止テ」の一節が、今昔の「忽ニ道心ヲ發シテ誓フ切テ法師ト成ニケリ。其ノ後弥ヨ勤メ行テ永ク悪心ヲ断ツ」を受けたものと言ふよりは、法華驗記の「重發道心。出家入道（中略）。永断悪心焉。」によつたものとする方が穩当であらうし、観音利益集の「白雲ノカ、ルホトノ岩ホノ上」なる語に相当するものが今昔には見当らないのに対し、法華驗記には「白雲渺々」とある点などからこれまた法華驗記を出典とするものと考へてよいかと思ふ。

(6) 筑前男 依観音品功能生浄土事

この説話も法華驗記のほか今昔（卷十六第三十五話）にある。この場合も観音利益集は法華驗記に近い。その二、三の例を示すと次のようである。

〔観音利益集〕	〔法華驗記〕	〔今昔物語〕
(イ) 生ヲヘタツト云ヘト モ三途ヲ為離レ、	既遷化他界。離三途 苦。即得善身。	既ニ他界ニ移テ善キ 身ニ生レタリ
(ロ) 法花経ノ普門品ヲ読 シカニテ浄利ニ生シ タリ、	存生読誦法花大乘普 門品故。離輪廻境。 得生浄利。	我レ生キタリシ時観 音ニ仕テ。観品ヲ朝 暮ニ誦シ故ニ。永ク 生死ヲ離レテ浄土ニ 生ル、事ヲ得タリ。 蓮花一村生タリ。
(ハ) 大ナル蓮花一村生ヒ 出タリ	有大蓮花。一聚而生	蓮花一村生タリ。

(イ)の今昔に見えず観音利益集と法華驗記とに見える「三途ヲ為離レ、」

あるいは(ロ)の「普門品」「浄利」、(ハ)の「大ナル蓮花」などの語の一致する事実は法華驗記に拠つたことを思わせる。

(7) 播磨国盗人 依観音経之力遣死事

これまた法華驗記のほか今昔（卷十六第二十六話）にも収められており、(2)と(6)と同様のことが言える。例を示すと、

〔観音利益集〕	〔法華驗記〕	〔今昔物語〕
(イ) 経ヲ読ミ、観音ヲモ 念シタテマツリ能々 ツ、シムヘシ、	汝慎精進。能読妙法。 称念観音。	汝チ吉ク慎デ観音ヲ 念ジ奉レ。
(ロ) 定テ我身ニカハリテ 此難ヲ承ラム	定知如夢告。観音代 我受此苦難也。	定テ知ヌ。夢ノ告ゲ ノ如クニ。観音ノ我 ヲ助ケ給フナメリト。

の如くである。

(8) (欠題)

観音利益集の本説話は欠題であり説話の首尾を欠いているが、残存部分から蟹報恩譚であることは明白である。本説話は法華驗記のほか今昔（卷十六第十六話）・古今著聞集（卷二十一）・元亨釈書（卷二十八）などに見え、類話は日本霊異記（卷中及び巻下）・三宝絵詞（卷中）などにも収められている。観音利益集は法華驗記・今昔の系列に属し、法華驗記に拠つたものと思われる。このことについては一度ふれたことがあるので説明は省略する。

以上のように(1)については疑問があるが、(2)以下(8)に至る諸説話はいずれも法華驗記によつたものと考えられるのである。私見によれば法華驗記には観音霊驗譚乃至それに類するものが十二話収められている。説話番号のみをあげると、

○第二十八 第三十一 第七十 ○第七十五 第八十五 第七百七
○第百十三 ○第百十四 ○第百十五 ○第百十六 ○第百二十
三 第百二十四

がそれである。○印を付したものは先に考証した如く観音利益集と直接関係があると思われるものであり、第八十五は直接関係か否かは判明しないが、同一説話であることは前述の通りである。とすれば法華験記の観音関係説話の三分の二は観音利益集に取り入れられていることとなる。しかも百十三以下百十六に至る法華験記において連続している説話が、すべて観音利益集の後半に集中的に見えることは、両者の直接関係を物語る一証左と言えようかと思う。

とは言え、先の考証でも折にふれて述べたように、観音利益集は原典の忠実な翻訳ではなく簡略化とまま多少の改変を行なっているのであって、これが編者の手によってなされたものか、あるいは観音利益集以前にそのような説話を収めた文献が存したものか、口承の間に変化したものかについては後考を待ちたいと思う。

ともあれ観音利益集の右の七説話は、現存文献による限り本朝法華験記につながるものであり、今昔所収の説話とは兄弟関係にあるものと考えられるのである。

注

(1) 拙稿「日本靈異記と中世説話集」(樟蔭国文学 第2号)

(2) 右同

(大阪学芸大学講師)